

発議案第43号

奥州市議会基本条例の一部改正について

上記議案を奥州市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和3年11月26日

提出者	市議会議員	菅原由和
賛成者	市議会議員	藤田慶則
同	同	小野優
同	同	高橋晋
同	同	千葉敦
同	同	廣野富男
同	同	阿部加代子
同	同	中西秀俊
同	同	小野寺重
同	同	及川善男

奥州市議会議長 小野寺 隆夫 様

提案理由

奥州市議会基本条例の検証結果及び社会情勢の変化を踏まえ、新たに災害時の議会対応及び情報通信技術の活用について規定するとともに、議会改革の取組の在り方及びこの条例の検証頻度について改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市議会基本条例の一部を改正する条例

奥州市議会基本条例（平成21年奥州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第10条」を「一第10条の2」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（災害時の議会対応）

第2条の2 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 議会は、災害時の議会の行動基準等に関して定めた奥州市議会業務継続計画に基づいて行動するものとする。

第6章中第10条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術の活用）

第10条の2 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行い、迅速な情報共有に資するため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない事由により会議に参集することが困難なときは、議会活動を継続するため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

第14条を次のように改める。

（議会改革）

第14条 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組まなければならない。

第21条第1項中「必要に応じて」を「一般選挙を経た任期開始ごとに」に、「検討する」を「検証する」に改め、同条第2項中「検討」を「規定による検証」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。